

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第 40 回 プロゼミ



免税事業者における課税売上高 -最高裁平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決-

今回の知的バトル対決ディベート合戦の素材では、免税事業者における課税売上高が争われた事例として最高裁平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決（民集 59 卷 2 号 245 頁）を題材にいたします。1 月のプロゼミでは事案の概要を掴み、各班で争点の整理を行います。消費税法 9 条《小規模事業者に係る納税義務の免除》2 項は「基準期間における課税売上高」の算定を定めていますが、その算定の基礎となる「課税資産の譲渡等の対価の額」については、「課されるべき消費税に相当する額」を含まないものとされています（消法 28①）。免税事業者に焦点を当てた場合、ここにいう「課されるべき」とはどのような意味を持つのでしょうか。争点整理を通じて検討を加えましょう。

◆日 時：2019 年 1 月 12 日(土)13:30～15:10

*開催時間が普段と異なります。

◆会 場：都内会場を予定

(会場の詳細については事務局までお問い合わせください。
事務局 TEL：042-806-9843 e-mail：jimu@ful-crum.info)

◆講 師：酒井 克彦 ファルクラム代表理事
(中央大学商学部教授)

★本研究会は研修細則 2 条(7)の「その他の研修」として 18 時間まで税理士会への申請が可能です(なお、必ずしも認定を保证する

【内容】

●免税事業者における課税売上高の意義が争われた事例
-最高裁平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決(民集 59 卷 2 号 245 頁) -

上記事例を素材に議論・酒井教授の解説等を行います。

【次回のご案内】第 41 回 プロゼミ

- ◆日 時：2019 年 4 月 20 日(土) 予定
- ◆会 場：都内会場を予定
- ◆テーマ：未定

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回 1 つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

◆受講料：年会費 18 万円(月額 1 万 5,000 円)

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ 2 万 5,000 円(非開催月は 1 万 5,000 円)

【会員特典】

- ◆プロゼミ研究会の無料参加(年間 8 回開催(2・3・5・8 月は非開催月))
- ◆公開セミナーの無料参加
- ◆毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ◆プロゼミ研究会欠席時の DVD 無料送付



FAX 参加申込書

FAX 番号:042-806-9844

プロゼミ受講者(1)ご芳名	プロゼミ受講者(2)ご芳名
事務所名	Mail address(既会員は省略可)
ご住所(既会員は省略可)	
TEL(既会員は省略可)	FAX(既会員は省略可)

◆主 催：一般社団法人ファルクラム (詳細は HP をご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)
〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号 TEL042-806-9843 (9～17 時) 土日祝除く
お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：jimu@ful-crum.info)